

報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人まちにわ ひばりが丘(以下「本会」という。)の定款第27条の規定に基づき、役員報酬、役員賞与及び役員退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- 2 役員とは、定款第22条に規定する理事及び監事をいう。
- 3 報酬等とは、報酬、その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする。
- 4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとに1名につき別表に定める総額を上限とする。

(報酬の算定方法)

第4条 役員の月額報酬は、別表に定める総額の範囲内および別紙に定める支払基準において、理事会で決定する。

- 2 新たに役員に就任した者には、日割計算により、その日から報酬を支給する。
- 3 役員が退職し、又は解任された場合には、日割計算により、その日までの報酬を支給する。
- 4 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 5 報酬の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げる。

(役員賞与等)

第5条 本会は、役員に対し、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。

(公表)

第6条 この規程に定める役員報酬等の支給基準は、本会事務所及びホームページにて公表する。

(準用)

第7条 役員報酬等の支払方法等については、理事会の決議を経て別に定める給与規程の定めるところによる。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の議を経て行うものとする。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

別表（事業年度の報酬総額の上限）

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額の上限
代表理事	100万円
理事・監事 (上記以外)	20万円

別紙

役員報酬支払い基準

本会役員の代表理事、理事・監事は、その職務権限と職務が異なり、以下の基準を定め、各職務に対する対価を支払う。

【理事の職務権限と職務】

まちにわひばりが丘の理事は「業務執行権」を、代表理事は更に「代表権」を持つ。

業務の執行とは、法人の目的を達成するための具体的な事業活動（事業計画の企画立案、中期計画・事業計画の素案作成、サービスの提供、営業活動、職員雇用、資金調達等）を行う。

代表理事の業務は、対外的には、法人の事務所の賃貸借契約、職員の雇用、金融機関からの融資など、法律行為全般に及ぶ。対内的には、理事や従業員を統括し、業務が適切に行われるようにする。それに加えて、法人の業務に関する一切の行為をなす権限を有する。

一般社団法人は代表理事という代表機関を通じて契約行為などの対外的な行為を行うため、代表理事による行為は法人が行った行為として認識される。

また、代表理事は理事会に業務報告（職務執行状況）を行う義務があり、原則3ヶ月に1回以上報告する必要があるが、定款において同一事業年度につき2回以上と期限を緩和することができる。ただし、報告そのものを省略することはできない。

代表理事および理事には、まちにわひばりが丘において上記業務を行い、理事会にて報告し、理事会の決議を経て、報酬規程の報酬総額の範囲内にて、代表権および業務執行権の執行に対しての対価を支払う。